

添付法令資料 3 :

2023年の最低賃金の決定に関する2022年11月16日付インドネシア共和国
労働大臣規則No. 18 (目次)
同月 17 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 最低賃金額の計算
 - 第 1 節 通則 (第 5 条)
 - 第 2 節 最低賃金を既に有する地域に対する最低賃金 (第 6 条及び第 7 条)
 - 第 3 節 最低賃金をまだ有しない県/市に対する最低賃金 (第 8 条ないし第 10 条)
 - 第 4 節 分立の結果として生じた地域に対する最低賃金 (第 11 条及び第 12 条)
- 第 3 章 最低賃金の決定方法
 - 第 1 節 州の最低賃金 (第 13 条及び第 14 条)
 - 第 2 節 県/市の最低賃金 (第 15 条及び第 16 条)
 - 第 3 節 最低賃金の施行 (第 17 条)
- 第 4 章 終則 (第 18 条)